

質疑応答書

令和8年9月25日

事業者 各位

会津若松市上下水道事業管理者 小林 英俊

令和8年9月18日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名 : 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託

○質問事項

別紙のとおり

○回答

別紙のとおり

(別紙)

No.	資料名	質問事項	回答
1	公告 17	入札参加資格審査調書に添付する「類似業務受注実績の契約書写し」について、落札候補者通知後2時間以内のFAX提出が定められておりますが提出する契約書の写しは契約当事者、委託業務名、履行期間、契約金額等の契約内容が確認できる部分の抜粋を提出することで差し支えないでしょうか。	契約書の写しの提出は、類似業務受注実績表に記載する内容が確認できる部分の抜粋ページで差し支えありません。
2	契約付加条項 別紙（第23条）関係 1 委託料の変更（2）	委託料に含まれる電力料金は、その性質上、受託者が利益を得るものではなく電力会社等への支払いを代行する性格が強いことから、実費精算とすることが適当であると考えております。しかしながら現在の案に定められている「5%の増減基準」を本事業の規模に適用した場合、電力料金の変動によって双方に±500万円規模の負担リスクが生じる可能性があり、過大な負担になることを懸念しております。このようなリスクを抱えた状態では、安定的かつ適切な施設の維持管理業務そのものに支障をきたす恐れもございます。 つきましては、公平かつ適正な業務運営を確保するため、契約締結後の協議におきまして電力料金については5%の増減基準の適用対象外とし、電力会社等への実支払額に基づく「実費精算」へ変更することについて、ご協議に応じていただくことは可能でしょうか。	電力料金の変更に起因する委託料の変更については、契約付加条項 別紙（第23条）関係 1 委託料の変更（2）に基づき協議を行うものとしませんが、ご質問のありました「実費精算」には応じることができません。
3	契約付加条項 第23条（1）	委託料の変更協議対象として「契約時単価の5%を超えた分」と規定されておりますが、変更協議及び精算の手続きにつきましては令和9年度の委託料より適用対象となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	契約付加条項 第23条 2	委託料の変更対象につきまして、ユーティリティー等の調達に係る費用が示されておりますが、運搬処分費用の取り扱いについて質問いたします。 委託料に含まれる汚泥運搬処分費用は、その性質上、受託者が利益を得るものではなく運搬処分事業者への支払いを代行する性格が強いことから、実費精算とすることが適当であると考えております。しか	汚泥運搬処分費用については、契約付加条項第23条第1項第1号に基づき契約時単価の5%を超えて増減した場合について協議を行うものとしませんが、ご質問のありました「実費精算」には応じることができません。

		しながら現在の案では社会情勢に伴い運搬処分費用が上昇した場合、受託者が負担することになり、過大な負担になることを懸念しております。このようなリスクを抱えた状態では、安定的かつ適切な施設の維持管理業務そのものに支障をきたす恐れもございます。 つきましては、公平かつ適正な業務運営を確保するため、契約締結後の協議におきまして運搬処分費用を委託料の変更対象に加えることについて、ご協議に応じていただくことは可能でしょうか	
--	--	---	--